

青森県警察学校及び青森県警察機動隊給食業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年三月七日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

1 委託業務名

青森県警察学校及び青森県警察機動隊給食業務

2 業務場所

青森県警察学校及び青森県警察機動隊食堂

青森市大字新城字天田内一三〇の五及び一三〇の三

3 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 委託業務内容

調理、盛付、食器等の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備等の清掃並びに整理整頓、献立作成、賄材料の発注、仕入、その他これらの業務に付帯する業務（詳細は入札説明書による。）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項各号に規定する者に該当しない者であること。

2 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定による営業許可を有する者であること。

3 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）に規定する学校給食に

必要な施設又は、高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等（国又は地方公共団体の設置する公立施設等【病院、福祉施設等】も含む）での調理業務について、過去五年以内に二年以上の契約実績を有し、かつ、これらを全て誠実に履行していること。

4 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に規定する栄養士の資格を有し、過去十年以内に学校給食等業務に一年以上の経験を有する者が献立の作成に従事できること。

5 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）に規定する調理師の資格を有し、過去十年以内に、学校給食等業務に一年以上の経験を有する者を一名以上常勤で調理業務に従事できること。

6 申請書等の提出月日から起算して過去二年間、県内において食中毒事故による業務停止等の処分を受けていないこと。

7 製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

8 青森県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

9 法人県民税及び法人事業税等の滞納がないこと。

10 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者並びにこれに準ずるものとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、青森県警察本部の審査を受けなければならない。

2 提出時期等

（一）入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて平成二十八年三月十四日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (二) (一)の説明等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

- 2 入札書の提出期限

平成二十八年三月二十五日 午前九時三十分

- 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 第二会議室

平成二十八年三月二十五日 午前十時

五 入札保証金に関する事項

入札参加者は、入札金額の百分の五以上の入札保証金を入札執行前に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- 1 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に青森県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。なお、保険証券が発行されていない場合は、保険料の払込書（領収証書）により確認する。

- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

平成二十八年四月一日

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 入札手続の停止等

1 平成二十八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

2 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札行為を代理人に委任する場合には、入札前に委任状を提出すること。

5 電信入札、郵便入札は認めない。

6 その他、詳細は、入札説明書による。